

# 行動規範.

Corporate Guideline

日本語





## 代表取締役会長および最高経営責任者からの共同メッセージ

関係者の皆様へ、

Tecanは、研究、バイオフार्マ、臨床診断市場における検査機器とソリューションのリーディング・グローバル・プロバイダーとして認知されています。Tecanの使命は、世界と地域社会をより健康で安全な場所にするために、お客様に力を与え、生活の質の向上に貢献することです。私たちは、コアバリューである「野心」、「最高の基準」、「信頼」を日々実践することを目指しています。私たちの行動は、倫理規定の厳格な遵守、環境、同僚、利害関係者の尊重、および適用される法令の遵守によって統制されています。

私たち一人ひとりが当社の企業文化、ひいては将来の成功に貢献しています。そのためには、私たちは自らの責任を知り、その責任を果たす必要があります。この行動規範は、顧客、同僚、株主、ビジネスパートナーなどのステークホルダーとのビジネス行動の指針となります。当社の企業文化と評判は、最終的には私たち一人ひとりの日々の行動と意思決定によって定義されます。行動規範を遵守し、当社の価値観に従うことで、当社は責任ある企業市民であることを表明します。行動規範に定められた原則を遵守することは、当社の全社員に義務づけられています。

すべての従業員は、この行動規範を知り、理解し、例外なくこれを適用することが期待されています。私たちは、いかなる不祥事も容認しません。私たちは、この行動規範を全面的に支持し、すべての従業員、管理職、役員、取締役がこの枠組みの中で行動することを徹底することを個人的にお約束いたします。

これら基本的理念にご注目いただけることを感謝申し上げます。

Tecan Group AG Männedorf, 2021年4月

Dr. Lukas Braunschweiler  
代表取締役会長

Dr. Achim von Leoprechting  
最高経営責任者

## 目次

代表取締役会長および最高経営責任者からの共同メッセージ	2
1. はじめに	4
2. 行動規範の目的とその意味	4
3. 疑いがあったら自問すること	4
4. 質問及び懸念点を報告する方法?	4
5. 賄賂禁止	5
6. 贈答及び接待	5
7. 利益相反の回避	5
8. 雇用の原則	6
9. 健康、安全、環境	6
10. 詐欺行為	6
11. 個人情報の保護	6
12. 会社の財産及び資源の保護	7
13. 情報の配信、開示、記録	7
14. インサイダー取引	7
15. 機密情報	8
16. 競争及び独占禁止法	8
17. 輸出入規制及び貿易コンプライアンス	8
18. 参考文献	9
18.1 内部参考文献	9
18.2 外部参考文献	9

当社の「行動規範」の日本語訳は、あなたの便宜のためにのみ提供されています。可能な限り、原文の英語版をご覧ください。齟齬がある場合には、原文の文言が優先します。

## 1. はじめに

当社は、最高水準のコンプライアンス及び企業倫理の遵守に徹しており、本規範を厳守することで、取引先及び雇用者としてのTecanの信頼性の確立を可能にしています。本規範は、Tecanグループ内の企業行動に対する、一般的な基準及び原則を定めることを目的としたものです。

## 2. 行動規範の目的とその意味

従業員一人ひとりの行動は、当社の誠実さ（インテグリティ）の確立に貢献しています。従って、各従業員は自らの職務上の行為が、誠実な企業活動に対する当社の期待及び基準を満たしているかどうか、状況に応じて慎重に判断しなければなりません。

Tecanグループの各事業分野及び各部門にて管理職に就く者は、その責務として、グループ内の直属又は間接的な部下に、本規範を周知徹底しなければなりません。

本規範の違反行為は容認されず、それぞれの状況に応じて懲戒処分が講じられます。最悪の場合、解雇処分となる可能性もあります。

## 3. 疑いがあったら自問すること

- 自分の行為は、当社の全ステークホルダーの信頼を維持することにつながるか？
- 自分の行為によって影響を受ける人のダメージを考えたか？
- 誰かが同じような行為を自分にしたらどう思うだろうか？
- 自分の行為が報道されたらどう思うだろうか？
- 自分の行為は合法で、Tecanの方針を遵守しているだろうか？

## 4. 質問及び懸念点を報告する方法？

必要となる方針はすべて本規範で確認できるはずですが、正しい行動に関して疑問がある場合は、下記を閲覧、または該当者に助言を求めるようにしてください：

1. Tecanのイントラネット及び「Tecanマネージメントシステム」(TMS)；
2. 上長；
3. Tecan本社内部監査人(直接面会するか、ウェブベースの内部告発ポータルを介して機密/匿名の問い合わせを提出すること。EQS Integrity Line)；または
4. Tecan本社法務担当役員（顧問弁護士）。

Tecanのコンプライアンス方針に違反していると思われる状況に直面することがあるかも知れません。違反の疑いがある場合は、できるだけ早く報告する義務と責任があります。報告書の提出は機密事項となるため、個人情報を開示することを強くお勧めしますが、ご希望であれば、現地の法律で許可されている限り、匿名で情報を提供することができます。最も安全で便利な方法は、ウェブベースの内部告発ポータルを利用した報告書を提出することです。独立したサービス・プロバイダーが運営する **EQS Integrity Line**、社内外の内部告発者を対象としており、以下のウェブページのアドレスで利用することができます：<https://tecan.integrityline.org>

また、地域のホットライン番号に電話することで、従来の音声ベースの通信手段を利用することもできます。各地域でサポートされている電話番号と言語は以下の通りです：

領域	言語	電話番号
オーストラリア	英語	+61 383999135
中国	北京語	+86 2160662147
ドイツ	英語 / ドイツ語	+49 79514784999
日本	日本語	0 120427610
ロシア	ロシア語	+7 8003018458
スイス	英語 / ドイツ語 / フランス語	+41 445510536
イギリス	英語	+44 1183214768
米国	英語	+1 9842195896
ベトナム	ベトナム語	+84 2844581719

その他の内部告発窓口は、「内部告発方針：詐欺行為、不正行為、違反行為、不正使用（不正利用/虐待）の報告」【資料 1】に記載されています。

Tecanは、コンプライアンスに関する懸念を誠実に提起した従業員に対する報復を許容しません。同様に、コンプライアンス上の問題を提起する可能性を悪用することも容認しません。

## 5. 賄賂禁止

**Tecanは、あらゆる形式の賄賂も容認しません。特定の業務を断念する結果となる場合でも例外ではありません。(ゼロ・トレランス：不寛容) 汚職や賄賂に関する当社の方針を厳守したことでビジネスを失った従業員が、結果として不利益を被ることはありません。**

優遇措置の獲得、ビジネス機会の確保、不適切な便宜の獲得を目的に、政府関係者又は民間部門の代表者に対して、支払いを行う又は支払いを申し出ること（現金又は現物であるかを問わず）は、当社が事業展開をする多くの国々において、犯罪行為とされています。さらに、他国の政府関係者又は民間部門の代表者に同種の支払いを行うことも、多くの国々で犯罪とみなされます。

- ビジネスの獲得、維持、管理、並びに、その他の不適切な便宜を確保するために、支払いを行ったり、こうした支払いを承認してはならない。自らの代理として第三者に、これを要請したり、要請を承認することも禁じられている。
- 特定の行動や行為が公開された際に、それらが誤解を招く性質のものでないことを事前に確認する。
- Tecanは、特定の政党を支持しない。
- 慈善団体に対する寄付や後援には、役員会の承認が必要となる。
- 汚職行為の疑いがある場合は、**第4項**に基づきこの旨を報告する。

Tecanの従業員をはじめとする社内のステークホルダーの皆様には、イントラネット上のTMSに掲載されている「*Preventing Bribery, Improper Gifts / Hospitality*」（「贈収賄・不正贈答・接待の防止について」）**【資料 2】**の方針をご参照ください。

## 6. 贈答及び接待

**Tecanの従業員は、自分又は取引先の誠実さに疑いを生じさせることがなく、不適切な便宜と見なされない場合に限り、贈答品や食事の招待を提供又は受諾することができる。一般的な方針として、従業員は旅行、宿泊、娯楽に対する支払いのオファーを提供又は受諾しない。**

個人的又は業務上の友好関係という純粋な目的で授受された贈答品であっても、誤解や不適切な影響を生み、結果として賄賂と見なされる可能性があります。食事や娯楽への招待、旅行や宿泊の支払いも同様です。

- 現地の適用法及び当社の関連指令を遵守した、穏当で慣習的な食事や贈答品に限り、これらを提供及び受諾することができる。
- 贈答品や食事の招待を授受することにより、従業員自らの誠実さや当社の主体性に疑いが生じることがないかを確認する。
- 第三者から旅行や宿泊の支払いを受けることを拒否する。
- 担当役員の事前承諾なしに、取引先に旅行や宿泊代の支払いを行わない。
- 担当役員の事前承諾なしに、第三者の娯楽代の支払いを行ってはならず、こうした招待を受け入れてはならない。

Tecanの従業員をはじめとする社内のステークホルダーの皆様には、イントラネット上のTMSに掲載されている「*Preventing Bribery, Improper Gifts / Hospitality*」（「贈収賄・不正贈答・接待の防止について」）**【資料 2】**の方針に詳細な情報とガイドラインが掲載されています。

## 7. 利益相反の回避

**個人の利益が、職務上の判断に不適切な影響を与えることがあってはなりません。**

利益相反の恐れがあると判断した場合には、適切な解決策を見出すため、直ちに上長に報告しなければなりません。実際の利益相反やその疑いについては、通常、会社、従業員双方に受け入れられる方法で解決することが可能です。

- 個人的な利益とTecanの利益が相反するような状況は避ける。
- 個人の利益又は親族又は同僚の利益のために、Tecanでの地位を不当に使用してはならない。
- 利益相反の行為又は利益相反行為の疑いがある際には、直ちに上長に報告する。そうすることで適切な解決策を見出し、書面合意を得ることができる。

当社の従業員をはじめとするステークホルダーの皆様には、イントラネット上のTMSに掲載されている「*Avoiding Conflicts of Interest*」（「利益相反回避」）**【資料 3】**のための方針。

## 8. 雇用の原則

Tecanは、尊重と機会平等の文化を尊び、従業員一人ひとりの成功は、その能力と貢献度に依存するという姿勢を維持しています。当社は、あらゆる形式の強制労働及び児童搾取を非難します。

- ・ 誠実、公正、礼儀、配慮、尊重、威厳に基づき行動し、他者に接する。
- ・ Tecanの企業価値を認識し、これを遵守する。
- ・ 多様性や創造力を奨励する。実力本位で従業員の採用及び登用を行い、従業員のスキルや能力の継続的な発展をサポートする。
- ・ あらゆる形式のハラスメントを禁じた職場環境の維持に貢献する。
- ・ **第4項** に基、つ自身または他者に対する不適切な行為を通報する。

Tecanの従業員をはじめとする社内のステークホルダーの皆様には、イントラネット上のTMSに掲載されている「*Employment Principles*」（「雇用原則」）【資料 4】 をご参照ください。

## 9. 健康、安全、環境

Tecanは、持続可能で環境に配慮した事業活動に徹しています。安全な製品を提供すると同時に、世界中の従業員に健康で安全な職場を提供します。全拠点にて、現地の健康と安全に関する適用法令及び基準を遵守しています。

- ・ 安全及び健康に対して、自己責任を負う。
- ・ 自らの業務が環境にどのような影響を与えるかを把握する。
- ・ 自らの業務に関連する危険を把握する。これらのリスクは責任を持って管理し、適切な健康安全のトレーニングを受講した場合に限り、業務を遂行 することができる。
- ・ 自らの活動が環境に及ぼす悪影響について、継続的に改善し減らすべく取り組む（例：不要な出張は避ける）。
- ・ 省エネ及び廃棄物削減に関するプログラムに積極的に参加する。
- ・ **第4項** に基、つ、事故、非遵守の事案、その他健康、安全、環境を脅かす問題については、直ちに通報する。

## 10. 詐欺行為

Tecanは、いかなる不正行為も容認しません。

Tecanは、便宜の獲得、義務の回避、他者に損失を被らせることを意図した詐欺行為を容認しません。

- ・ **第4項** に基、つ、詐欺の事案は、通報する。
- ・ 不正行為が発生した場合には、速やかに監査役が調査し、適切な場合には起訴する。

Tecanの従業員をはじめとする社内の利害関係者は、イントラネットのTMSに掲載されている「*Fraud Prevention*」（「不正防止方針」） 【資料 5】 を参照してください。不正行為の可能性を報告することを希望する社内外の利害関係者は、一般に公開されている「内部告発方針：詐欺行為、不正行為、違反行為、不正使用（不正利用/虐待）の報告」に詳細な情報とガイダンスが掲載されています。詐欺行為、不正行為、違反行為、不正使用（利用）の報告 【資料 1】 をご覧ください。

## 11. 個人情報保護

Tecanは、世界中の拠点で高いデータ保護基準を維持することにより、企業活動の過程で収集又は保管された個人情報の保護に徹しています。

- ・ 適用法令とTecanの原則を遵守し、個人情報の取り扱いに十分に注意する。
- ・ 必要以上の個人情報を収集しない。
- ・ データの提供目的の範囲内で、個人データを取り扱う。
- ・ 個人情報を必要期間を超えて保管しない。
- ・ 当社が個人情報を収集及び保存する国にて適用されるデータ保護法及び関連法に遵守する。
- ・ 提案されている個人情報の用途に関して疑問がある場合は、該当情報の収集、アクセス、使用を実施する前に、人事部又は法務部の助言及び承認を得る。
- ・ 相手に直接伝えて困惑させるような他者の情報については記録しない。

当社の従業員をはじめとするステークホルダーの皆様には、イントラネット上のTMSに掲載されている「*Protecting Personal Information*」（「個人情報保護方針」）【資料 6】 をご参照ください。

## 12. 会社の財産及び資源の保護

Tecanの財産及び資源は、正当な事業の発展という目的に限り使用されるものです。個人の利益又は不正を目的とする使用は禁じられています。

- 当社の財産及び資源に対して、責任を持って適切な行動をとる。
- 当社の代理として、Tecanの金銭を使用する又は財務的な決断をする際には相当な注意を払う。
- 当社の財産及び資源に関して不適切な行為の疑いがある場合には、**第4項**に基づき直ちに通報し、適切な措置を講じる。
- 業務外の活動に関しては、当社が明示的に承認する範囲内で、その財産及び資源を使用することができる。

当社の従業員をはじめとするステークホルダーの皆様には、イントラネット上のTMSに掲載されている「*Protecting Company Property*」（「会社財産の保護について」）【資料 7】をご参照ください。

## 13. 情報の配信、開示、記録

Tecanは、適時かつ適切な方法で誠実に情報を伝達し、会社の正確な会計帳簿及び記録を保持します。

配信情報とは、当社又は当社の製品に関して、当社又は当社の代理が社外に配信した（配信したとみなされるものも含む）情報を指します。これには、プレスリリース、プレゼン、広告、販促資料、インターネットのコンテンツ等が挙げられます。情報開示とは、当社がそのステークホルダー、規制当局、証券取引所、報道機関、その他第三者に対し発行又は提出した報告書を指します。記録には、契約書、会計帳簿、研究開発データ、バッチ記録、財務及び非財務書類等が含まれます。

配信情報及び開示情報：

- 印刷物、ウェブサイト、口頭等の形態を問わず、配信情報が内部及び外部の適切な基準に遵守しており、公開前に社内の承認が得られていることを徹底する。
- インターネットやその他の電子メディアを介して、当社又は当社の製品に関する情報を配信する等、当社の承認を得ずに当社の代理として情報の提供を行ってはならない。
- 公開する企業関連の情報（非製品）については、本社広報/IR部長と調整を図る。
- 企業情報（非製品）に関する報道機関からの質問については、広報部に問い合わせる。
- 非公開の重要情報については、速やかに本社法務担当役員、広報/IR部長に連絡し、開示の可否や開示前の承認を仰ぐ。TMS指令「*Ad-Hoc Publicity*」（「非公開の重要情報を例外的に臨時公開する場合」）【資料 8】が適用される。
- すべての製品関連の広告、宣伝、マーケティングのコミュニケーション資料は、正しく、規制に適合していなければならず、Tecanのガイドラインに従う必要がある。TMS SOP「*Development of APL Material*」（「APL資料の開発」）【資料 9】が適用される。

記録：

- 細心の注意を払って記録を管理する。
- 実際のまたは差し迫った法的手続きに関連する記録は、決して破棄しない。

## 14. インサイダー取引

Tecanの従業員が、自ら又は他者の利益のためにインサイダー取引に関与することは禁じられています。

内部情報とは、Tecan又はその取引先に関する非公開の重要情報であり、合理的な投資家が、会社の株式を売買する上で重要と考える情報を指します。これらには、業績、合併、買収、売却の可能性、増資、資本市場の取引、重要な使用許諾契約、重要な共同事業に関する情報が含まれます。

- 内部情報は保護し、開示してはならない。
- 内部情報を保持している際には、Tecanの株式の取引をしない。
- Tecanの「*Insider Trading*」（「インサイダー取引」）【資料 9】の範囲や適用についてご質問やご不明な点がありましたら、法務部にお問い合わせる。

当社の従業員をはじめとする社内のステークホルダーの皆様には、イントラネット上のTMSに掲載されている「*Insider Trading Policy*」（「インサイダー取引方針」）【資料 11】をご覧ください、より詳しい情報を入手していただくことができます。

## 15. 機密情報

従業員は、Tecanの機密情報、並びに、顧客及び取引先が当社に提供した機密情報を慎重に取り扱い、これを外部者又は第三者に不当に開示してはなりません。

機密情報とは、当社及び／又は当社の顧客若しくは取引先の重要な財産であり、相当な注意をもって保護する必要があります。全従業員は、雇用に関わる法に基づく法的な義務に則り、機密情報を保護するとともに、その機密性の保護と不注意な開示の防止を徹底するために適切な措置を講じる必要があります。

- ・ 非承認のアクセス及び不注意による開示から機密情報を保護する。
- ・ 機密情報を知る必要があり、その情報を得る権限を持った者に限定して、これら情報を共有する。
- ・ 書面の機密保持契約に基づき、承認された業務目的に限り、第三者に機密情報を開示することができる。
- ・ 雇用契約の終了後も、守秘義務を尊重する。

Tecanの従業員をはじめとする社内のステークホルダーは、イントラネット上のTMSに掲載されている「*Confidential Information*」（「機密情報」）【資料 12】および「*Confidential Disclosure Agreements (CDA)*」（「機密開示契約（CDA）」）【資料 13】の方針を参照して、より詳しい情報や指針を得ることができます。

## 16. 競争及び独占禁止法

Tecanは、自由企業体制を支持しており、競争に関する法律の枠組内で、公正かつ倫理的に競争を行うことに努めます。当社は、他社の自由な競争を阻害するようなことはしません。

競争及び独占禁止法は、競争プロセスを促進及び保護し、企業間の競争行為の調整や独占的地位の乱用を防止するものです。一般的に、任意の国の独占禁止法は域外適用が可能で、国内の競争に悪影響を与えるすべての行為に適用されます。該当行為が該当国の国境外で発生したとしても例外ではありません。

- ・ 反競争的な契約や合意を締結しない。特に下記を実施してはならない：
  - （正式又は共同行為であるかを問わず）競合他社との価格協定；
  - 競合他社との市場共有の取極め：顧客、地理的地域、入札の割り当て等（後者は、一般的に入札談合と呼ばれる）；
  - 価格操作及び／又は市場共有を支援、実施、円滑化することを目的とした競合他社との商業的な機密情報の交換。
- ・ 事業者団体への参加は法的に認められる場合もあるが、関連の規則に遵守しなければならない。
- ・ 競合他社との協議が反競争的又はそのような印象を与える場合には、法務部に相談する。
- ・ 正当な業務目的に必要でない、又は不適切な合意や取り決めへの疑義を招く可能性がある場合には、非公開又はその他の機密情報を、顧客又は第三者と交換しない。
- ・ 競合他社に関する情報は、適切及び正当な方法で取得する。
- ・ **第4項**に基づき、実際の又は将来起こり得る反競争的な協議又は活動の疑惑がある場合は報告をする。

Tecanの従業員をはじめとする社内のステークホルダーの皆様には、イントラネットのTMSに掲載されている「*Antitrust*」（「独占禁止法に関する方針」）【資料 14】に、より詳しい情報とガイダンスが掲載されています。

## 17. 輸出入規制及び貿易コンプライアンス

当社は、国内および国際的な輸出管理法、貿易コンプライアンス法を遵守した製品の調達・販売を行っています。

下記には規制が適用される場合があります：

- ・ 特定の貿易規制、制裁、禁輸措置の対象となっている国に輸出される品目。
- ・ 類似の規制の対象となっている国から輸入される品目。
- ・ 本来は民生用に利用する目的のものだが、軍用にも適している品目（二重用途物品）。
- ・ 規制対象となっている個人又は組織（テロ活動や戦争犯罪、これら活動の資金供与に関連する又は関連していた個人等）。
- ・ 制裁を課すことで被制裁国関連のビジネスに関与しようとする国の国民。
- ・ 品目には、物品のみならず、ソフトウェア、サーキットボード、図面、設計図、技術情報なども含まれる。輸出入規制及び貿易コンプライアンス法への遵守を円滑化するため、Tecanは、国別一覧表を作成及び維持している：



- Tecanは、「規制国」を対象とする輸出又は輸入を行わない;
- これには、ハイレベルの内部承認（「グレイリスト」）を要する。
- 仲介業者を通して輸出を行う場合でも、輸出相手国を確認する。
- 輸出品目が「二重用途物品」に該当するかどうかを確かめ、輸出品目にどの貿易規制が適用されるかを確認する。
- Tecanの規制国一覧表（イントラネットで参照可能）の該当国を対象とした輸出入を行わない。）
- グレイリストの一覧に記載されている国への輸出を行う際には、事前にハイレベルの内部承認を得る。

Tecanの従業員をはじめとする社内のステークホルダーの皆様には、イントラネット上のTMSに掲載されている「*Import Export Control Trade Compliance*」（「輸入輸出管理貿易コンプライアンス方針」）【資料 15】に詳細な情報とガイダンスが掲載されています。

## 18. 参考文献

### 18.1 内部参考文献

【資料 1】	40301TMs03 内部告発に関する方針: 詐欺行為、不正行為、違反行為、不正使用 (不正利用/虐待) の報告
【資料 2】	00604TMd01 « <i>Preventing Bribery, Improper Gifts / Hospitality</i> » (「贈収賄・不正贈答・接待の防止について」)
【資料 3】	00604TMd02 « <i>Avoiding Conflicts of Interest</i> » (「利益相反回避」)
【資料 4】	00604TMd03 « <i>Employment Principles</i> » (「雇用原則」)
【資料 5】	00604TMd04en « <i>Fraud Prevention</i> » (「不正防止方針」)
【資料 6】	00604TMd05 « <i>Protecting Personal Information</i> » (「個人情報保護方針」)
【資料 7】	00604TMd09 « <i>Protecting Company Property</i> » (「会社財産の保護について」)
【資料 8】	30304TMd01 « <i>Ad-Hoc Publicity</i> » (「非公開の重要情報を例外的に臨時公開する場合」)
【資料 9】	30201TMs02 « <i>Development of APL Material</i> » (「APL資料の開発」)
【資料 10】	00604TMd06 « <i>Insider Trading</i> » (「インサイダー取引」)
【資料 11】	30304TMt01 « <i>Insider Trading Policy</i> » (「インサイダー取引方針」)
【資料 12】	00604TMd07 « <i>Confidential Information</i> » (「機密情報」)
【資料 13】	30301TMs01 « <i>Confidential Disclosure Agreements (CDA) - Asia</i> » (「機密開示契約 (CDA) —— アジア」)
	30301TMs02 « <i>Confidential Disclosure Agreements (CDA)</i> » (「機密開示契約 (CDA)」)
【資料 14】	00604TMd08 « <i>Antitrust</i> » (「独占禁止法に関する方針」)
【資料 15】	00604TMc01 « <i>Import Export Control Trade Compliance</i> » (「輸入輸出管理貿易コンプライアンス方針」)

### 18.2 外部参考文献

【資料 1】	<i>Whistleblowing Policy: Reporting Fraud, Misconducts, Violations or Abuse:</i> <a href="https://tecan.integrityline.org/index.php?action=showFooterLink&amp;id=8">https://tecan.integrityline.org/index.php?action=showFooterLink&amp;id=8</a>
--------	---

